

八筑医発第27-346号

平成27年9月29日

会員各位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

福岡市における「障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」の 更新について

福岡市の「障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」が平成27年10月1日付けで更新される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、

- 1) 診療される際に、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますようお願いします。
- 2) 「障がい者医療証」は、受給者番号の頭1桁が「7」から始まる7桁の番号、(※)
に変わります。また、「ひとり親家庭等医療証」は、受給者番号の頭1桁が「5」
から始まる7桁の番号、(※)
に変わります。※2桁目以降も、受給者番号は昨年度と異なりますので、医療証をご確認ください。
- 3) 子ども医療費助成制度の制度拡大に伴い、平成28年1月診療分から中学生の入院にかかる一部自己負担金がなくなるため、一部自己負担金は徴収しないで下さい。
- 4) 本制度に関するお問い合わせは、福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係(092-711-4235)までご照会ください。

記

更新日：平成27年10月1日

種別	色			一部自己負担 (1医療機関あたり)	有効期間
	区分	現行	新		
障がい者 医療証	65歳未満	クリーム色	<u>水色</u>	なし	H27.10.1～H28.9.30(※) ※65歳の誕生日前日または 精神手帳の有効期限となる 場合あり
	65歳以上	藤色	<u>白色</u>		
ひとり親 家庭等 医療証	ひとり親家 庭・父母の ない児童	オレンジ色	<u>みどり色</u>	入院外:800円/月 入院:500円/日 (※) ※月7日まで ※小学生(中学生は H28.1月～)は入院時の 自己負担なし	H27.10.1～H28.9.30(※) ※児童が年度の途中で18歳 になる場合はH28.3.31

